

政策法務ニュースレター

現場の課題を解決するルールを創造するために

2017. 7. 3 VOL. 14-1

本号の内容

- ★ **法律相談について**
県庁の業務と法律との関係、法律相談のあらまし、よくある法律相談
- ★ **お知らせ**
研修のご案内、自治体法務検定のご案内



千葉県 総務部 政策法務課
政策法務班 中庁舎7F
電話 043-223-2166
FAX 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp



法律相談について

～各課からの法律相談に対する政策法務課の助言～

1 はじめに

皆さんは、政策法務（課）に対して、様々なイメージをお持ちかと思えます。

“どんな仕事をしている課なの？”、“公印を押しに行くところ”や、

法律や条例を扱う政策法務は“難しそう”、など……。

今号では、政策法務課1年生のコンビが執筆を担当し、皆さんと一緒に学びながら、これらのイメージや疑問を解きほぐしていきたいと思えます。

2 県庁の業務と法律との関係

皆さんは、日々の生活の中で法律について意識したりしますか？

普通は意識をしていない方が多いと思えます。

ですが、県庁の業務（行政活動と言われる活動）を行っていく中では、法律について必ず意識しなければなりません。

歴史的に行政活動が不当に権利を侵害してきたことなどを背景に、行政活動は、次のような原則にのっとらなければなりません。



行政活動は法律の定めるところにより法律に従って行われなければならない原則

したがって、日々の業務（行政活動）を行うに当たっては、その行政活動に関する**法律を念頭に置かなければなりません。**

ですが、皆さんの中には、……

- 法律って読んでもよくわからない。
- 国からの通知に従えば間違いがない。
- 前例どおりにやれば大丈夫。

と思っている方はいらっしゃいませんか。

確かに、2000年の地方分権改革前は、国の事務である機関委任事務に関する法令解釈については、国の指揮監督権に基づく「通達」に縛られていました。しかし、地方分権改革後、**国の通知は法的拘束力のない技術的助言等に過ぎなくなり、自治体は、地域の实情に応じて、国が示す解釈と異なる解釈を採用することができるようになりました。**

このような自主解釈権があるため、国の通知に従うとしても、それは自治体の判断となりま

す。そして、違法・不当なものであれば基本的には自治体が責任を負います¹。また、前例どおりであることのみをもって、適切な自主解釈をしていることにはなりません。



■ ■ 困ったときは?? ■ ■

法律の自主解釈に当たり、疑問を抱いたことはありませんか。

例えば…

- これから行おうとする業務が法令に抵触しないか。
- この法令の解釈・運用をこう考えるけど、本当にいいのか。
- 解決するのが困難な問題なので、法的解決ができないか。

このような各課の疑問を解決するために、千葉県では、政策法務班による“法律相談”があります。ぜひ、ご活用ください。

■ ■ 政策法務主任制度と法律相談 ■ ■

法律相談に当たっては、あらかじめ、各課において**次の事項を整理**し、原則「政策法務主任」を通じて、政策法務班へご相談ください。

- 1 相談内容（質問内容）
- 2 経緯・内容（問題が発生した経緯・これまでの県の対応）
- 3 想定される論点・問題点（関係法令等の趣旨、内容等を踏まえた論点）
- 4 現時点での方針案（複数案可）

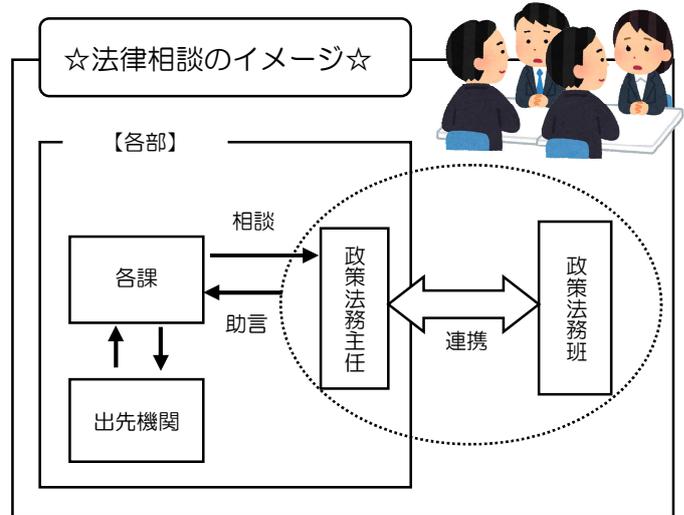
「政策法務主任」は、各部の主管課等に配置されています²。

政策法務主任の業務は多岐にわたりますが、

¹ 在ブラジル被爆者健康管理手当等請求訴訟最高裁第三小法廷平成19年2月6日〈政策法務ニュースレター「VOL. 5-3」〉

² 政策法務主任については、バックナンバー（政策法務ニュースレター「VOL. 5-1」等）で取り上げております。併せてご参照ください。

各課と政策法務班との連絡調整を行うとともに、政策法務班と連携して、各課からの相談に応じることが重要な業務の一つです。



■ ■ 法律相談の流れ ■ ■

- ① 各法令の所管課がある場合
⇒ 所管課にご相談ください。

- ◆ 指定管理者制度、債権管理…行政改革推進課
- ◆ 契約（物品、委託等）…管財課
- ◆ 契約（建設工事）…建設・不動産課
- ◆ 財産管理…資産経営課
- ◆ 県内市町村からの相談…市町村課
- ◆ 情報公開、個人情報保護、行政不服申立て…審査情報課
- ◆ 財務規則…出納局 など

- ② ①で解決しない場合や各法令の所管課がない場合
⇒ 政策法務主任にご相談ください。

- ③ ②において解決しない場合
⇒ 政策法務課への相談となります。
なお、法規審査班案件（例：使用料及び手数料条例）、訟務班案件（例：訴訟事案）については、それぞれ各班が直接相談を受けます。

※ 政策法務課からの回答はあくまで助言です。最終的な判断及び責任は各執行部局にあることに、ご注意ください。

3 よくある法律相談～行政手続～

2でご紹介した法律相談の件数は、毎年増加傾向にあり、昨年は約350件でした。内容としては、行政処分関係や契約関係に関する相談が多く見られました。

以下では、最も相談の多い行政処分関係のうち行政手続制度³（特に申請に対する処分・不利益処分）を概観し、**つまずきやすいポイント**をご紹介します。

行政手続法（平成5年法律第88号）及び千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）では、行政運営における公正の確保と透明性を図るため、申請に対する処分及び不利益処分に係る事前手続を踏むことが求められています。

* * *



■申請に対する処分（許認可等）■

申請に対する処分とは、法令に基づいた申請行為に対して、行政が諾否を決定することをいいます。申請に対する処分の手続は、申請⇒審査⇒処分の決定というプロセス（図1参照）で進行します。

図1 申請に対する処分フロー図



① 審査基準

申請が許認可等の要件に適合しているか否かを申請者にとって予測可能にするために、行政は法令の規定を更に具体的にした審査基準を設定して公にしなければなりません。

³ 行政手続制度については、バックナンバー（政策法務ニュースレター「2010年冬・特別号」、「VOL. 8-4」等）で取り上げております。併せてご参照ください。

② 審査開始義務

申請が到達したら遅滞なく審査を始めなければなりません。形式的な要件不備であれば、補正を求めるか拒否処分するかの対応をしなければなりません。**申請書を預かってそのまま放置するような対応は許されません。**

③ 理由の提示

申請の拒否処分をする場合は、その理由を相手方に示さなければなりません。単に処分の根拠条項を示すだけでは足りず、**どのような事実関係に基づきどの法規が適用されたのかを具体的に示す必要**があります。

■不利益処分（取消し、行政命令等）■

不利益処分とは、与えられた資格や許認可等を取り消したり、営業を停止させたりすることをいいます。不利益処分の手続の流れについては、図2をご参照ください。ちなみに、**許認可等の申請の拒否処分は、「申請に対する処分」であって不利益処分ではありません。**

図2 不利益処分フロー図



① 処分基準

不利益処分の判断の基準として、処分基準を定め、公にしておくことが求められています。しかし、どのようなときにどの程度の不利益処分がなされるかをあらかじめ決められない場合や公にすることにより違反を助長する場合があります。そのため、処分基準の設定とそれを公にしておくことは努力義務となっています。

② 意見陳述手続

不利益処分をする場合は、**相手方が反論できる機会**を与えなければなりません。

許認可等の取消しや資格・地位のはく奪をするような重い処分を行う際は、口頭による意見陳述や証拠を提出することができる聴聞手続を行わなければなりません。

また、聴聞手続の対象ではない不利益処分を行う場合には、弁明書を提出する機会を与えなければなりません。

③ 理由の提示

相手方が反論できるよう、聴聞・弁明の機会の付与通知には処分の理由を書かなければならず、また、実際に不利益処分をするときにも理由を書かなければなりません。提示する理由としては、事実関係と根拠条項に加えて、処分基準を公にしている場合は、その適用関係も具体的に書く必要があります。



■ 留意点 (理由の提示) ■

上述のとおり、許認可等の申請の拒否処分や不利益処分を行う際は、行政庁がその処分をした理由を相手方が理解できなくてはなりません。つまり、**当該処分の根拠条項を示すのみでは足りず、**どういった事実関係に即して根拠法令のどの条項に反して申請の拒否処分あるいは不利益処分の判断に至ったのかを具体的に示さなければなりません。

理由の提示に不備がある場合、申請に対する処分や不利益処分が取り消されてしまう可能性があります。

申請に対する拒否処分の判例としては、一般旅券発給拒否処分取消等請求事件<最高裁第三小法廷昭和60年1月22日>、

不利益処分の判例としては、一級建築士免許取消処分等取消請求事件<最高裁第三小法廷平成23年6月7日>(政策法務ニュースレター「VOL. 8-2」参照)などがあります。

4 おわりに

今回は行政手続制度を取り上げましたが、いかがでしたでしょうか。

行政手続に限らず、各課で法律や条例の解釈について困った際には法律相談をご活用ください。



お知らせ

◆◆◆政策法務研修◆◆◆

毎年、受講した職員から好評をいただいていますパワーアップ研修を今年も開催いたします!法律の読み方、条例の立案等に興味がある方はぜひご参加ください。

研修は、「超入門研修」、「解釈運用研修」、「立法研修」の3つをご用意しています。基本的な講義を受けていただいた後、演習課題を皆さん同士で考え、取り組んでいただきます(ワークショップ形式)。

【日程】 「立法研修」

平成30年1月12日(金)、1月18日(木)

※ 本レター発行時、既に「超入門研修」、「解釈運用研修」については、参加者多数のため、募集を締め切っております。



◆◆◆自治体法務検定◆◆◆

本検定は、自治体法務検定委員会により主宰され、自治体の法務能力を向上させることを目的とする検定試験です。試験は「基本法務」と「政策法務」に分かれています。

【日程】

平成29年9月24日(日)(受験申込は8月18日(金)まで)

詳細については、自治体法務検定HP(<http://www.jichi-ken.com/>)をご覧ください。